

男女共同参画会議(第48回)議事要旨

日時：平成28年 3 月 15 日（火） 17:15～18:00

場所：総理大臣官邸 2 階小ホール

【出席者】

議長	菅	義偉	内閣官房長官
議員	高市	早苗	総務大臣
同	岩城	光英	法務大臣
同	麻生	太郎	財務大臣（代理 坂井 学 財務副大臣）
同	馳	浩	文部科学大臣
同	塩崎	恭久	厚生労働大臣（代理 とかしき なおみ 厚生労働副大臣）
同	森山	裕	農林水産大臣
同	石井	啓一	国土交通大臣（代理 山本 順三 国土交通副大臣）
同	丸川	珠代	環境大臣（代理 平口 洋 環境副大臣）
同	河野	太郎	国家公安委員会委員長
同	加藤	勝信	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	家本	賢太郎	株式会社クラオンライン代表取締役社長
同	大塚	陸毅	東日本旅客鉄道株式会社相談役
同	柿沼	トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	鹿嶋	敬	一般財団法人女性労働協会会長
同	勝間	和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	佐藤	博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	高橋	史朗	明星大学教授
同	辻村	みよ子	明治大学法科大学院教授
同	林	文子	横浜市長
同	宗片	恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
出席者	島尻	安伊子	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
同	高鳥	修一	内閣府副大臣
同	高木	毅	復興大臣政務官
同	山田	美樹	外務大臣政務官
同	星野	剛士	経済産業大臣政務官
同	杉田	和博	内閣官房副長官

【議事次第】

1 開会

2 議題

- ・「女性活躍加速のための重点方針2016」の策定に向けた検討方針について
- ・専門調査会の設置について

3 閉会

【配布資料】

資料 1 「女性活躍加速のための重点方針2016」の検討方針について
(加藤大臣提出資料)

資料 2 専門調査会の設置について(案)

資料 3 女性に対する暴力の根絶について(辻村議員提出資料)

資料 4 女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」について(厚労副大臣提出資料)

参考資料 男女共同参画社会基本法・男女共同参画会議令(抄)

【議事要旨】

1. 開会

○冒頭、加藤大臣から以下の挨拶があった。

- ・ 昨年12月に、男女共同参画・女性活躍に関する今後5年間の基本的な方向を示した「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定した。議員の皆様の精力的な御審議に感謝する。今後、計画に掲げた成果目標の達成に向け、各般の施策を着実に実施していかなければならない。
- ・ 本日は、そのために策定する「女性活躍加速のための重点方針2016」に盛り込むべき内容について、御議論をいただきたい。

2. 議題

○加藤大臣から、「女性活躍加速のための重点方針2016」の検討方針について、以下の通り提案があった。資料1

- ・ 今回の「重点方針2016」は、「基本計画」の策定と「女性活躍推進法」の本格施行後、初めて策定されるもの。
- ・ 基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、基本計画で強調した、
 - ①長時間労働等の働き方や男性の家事・育児等への参画が進まない現状等の変革
 - ②積極的な女性の採用・育成・登用の促進
 - ③困難を抱えた女性の安全・安心な暮らしの実現を中心に、重点的に進めるべき具体策を盛り込むべきと考えている。
- ・ 女性活躍の主流化に向けて、伊勢志摩サミットの関係閣僚会合の成果も取り込み、5月26, 27日の首脳会合に向け、我が国の姿勢及び取組を打ち出していく。
- ・ 検討する主な具体策については以下の4点
 - ①「多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革」として、非正規雇用の女性の待遇改善、長時間労働の削減、公共調達を活用したWLB推進の加速、男性の家事・育児・介護等への主体的参画の促進
 - ②「指導的地位に女性が占める割合30%程度」の達成に向けた参画拡大・人材育成として、公務部門の取組加速や、将来指導的地位に就く女性の人材育成策の抜本的な充実、農山漁村における女性リーダーの育成、男性経営者の女性活躍へのコミットメントへの拡大を図る
 - ③性犯罪への対策の推進など女性に対する暴力について施策
 - ④通称使用に係る課題等の調査検討や、税制・社会保障制度等の見直し
- ・ これらを始めとした、重点的に取り組むべき事項について、各界各層の英知を集めて検討を行うため、この会議の下に、「重点方針専門調査会」を設置し、調査検討を進めていただきたい。資料2

○議員及び出席者から以下のような意見が述べられた。

(柿沼議員)

- ・女性活躍推進法ができ、非常に明るい希望を持っている。 ・男性も含めもう少し労働時間短縮のほうに日本全体として向けていっていただきたい。そして、男性の非正規雇用も非常に多い中で、正規雇用をふやしていただき、しっかりとお金を確保して結婚して子供が産める、安心した日常を確保していただきたい。
- ・103万円・130万円の壁を破っていただきたい。小さな企業が非常に圧迫をされるので、中小企業支援を強めていただきたい。
- ・農業に関し、女性の参加促進ということが叫ばれており、女性たちも非常に気持ちは前向きになっている。しかしながら、なかなか現場ではまだまだ意識の改革が進んでいない。女性が勉強や視察に行くことが十分にできにくい状況もある。バックアップをしていくことは非常に力強い後ろ盾になると思う。
- ・表彰ということも使っていただきたい。
- ・農村地域ですと、女性に相続権がないので、農業の持続をするということに対してばらばらになってしまう。そういう女性の人権をどう守って地域の力をつないでいくか。
- ・男女共同参画教育をぜひ進めていただきたい。
- ・暮らし、安全ということで、女性が、消防団員や消防署職員、自衛隊、警察官など、さまざまな形で参加していくということが必要だと思う。
- ・地域を担う人たちのボランティア活動が認められる、そこにも輝く社会があるということ、進めていただきたい。

(鹿嶋議員)

- ・資料2に監視専門調査会と基本問題・影響調査専門調査会を廃止するということが書いてあるが、監視や影響調査は男女共同参画社会基本法22条に基づくもの。
- ・今度新たにできる重点方針専門調査会も、やはり監視、影響調査といったことが書いてある。それでいいと思うが、1つの専門調査会の中で、監視、影響調査、さらには重点方針2016の策定の検討に手が伸ばせるのか、多少気がかりでいる。
- ・4次計画で、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応して施策の充実強化を図る。そして、その点について、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高める、とされた。監視機能の強化のような方向も必要。もちろん重点方針専門調査会の中でやるというのは結構だが、私としては独立した機能のほうがいいのではないかと思う。会長として、2004年～2011年までは監視・影響調査専門調査会として会を運営し、監視と影響調査を一括して行ってきたが、大変なので別々の専門調査会にした経緯がある。できれば「監視」と「影響調査」は一緒にやった方がいいと思うが。
- ・重点方針専門調査会の中に、監視を専門とするグループや影響調査を専門とするグル

ープを組織しても良い。

- ・この会議の非常に大きなメリットは、諮問、答申という形以外に、私どもで自ら調査し、意見を述べることができる迅速性がある。その点についても改めてよろしくお願いしたい。

(勝間議員)

- ・「保育園落ちた日本死ね」、国会で何度かこのブログが取り上げられているが、このブログの全文をぜひ読んでいただきたい。どれだけ心の叫びかということがよくわかると思う。どうして一億総活躍と言いながら、キャパシティが10万人ぐらいしかないのか。
- ・保育園は全入が基本だと思っている。全入のためには、保育士の待遇改善から用地買収からさまざまなことが必要。これなくして女性の活躍推進は不可能。保育園の全入のための手だてをどうかお願いしたい。

(高橋議員)

- ・国連の女子差別撤廃委員会の最終見解について、資料2の裏の第4次基本計画の抜粋の中、IVの2の③というところに、「女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解などに関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組などを政府に対して要請する」と書かれている。
- ・この資料にはないが、4次計画ではこの前段に、女子差別撤廃条約等の国際的な議論及び政府見解などについて、情報提供に努め、特に若者を初めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施すると明記している。
- ・国連の委員会の最終見解が日本政府の見解を十分に踏まえていないという現状がある。今後の具体的な取組においては、国連の委員会と日本政府の見解のどちらか一方に偏ることのないように、バランスのとれた情報提供に配慮してほしい。公平な情報提供、事実の発信が必要であると思う。

(辻村議員) **資料3**

- ・女性に対する暴力については、4次計画の第7分野に基本的な考え方や取組が詳細に論じられている。提出した資料3で、9つの四角でそれぞれの課題を挙げている。いずれも非常に深刻な問題。DVだけでなくストーカー事案などが社会的に非常に大きな影響を与えているという現実がある。
- ・女性に対する暴力に関する専門調査会としては、データの在り方や広報の在り方についても検討する必要がある。また、DV法やストーカー規制法が改正されているが、なかなか若者にも知られていない。生活の本拠をともにするようなカップルにも適用さ

れることになっていたり、デートDVと言われるものも部分的に対象となるわけだが、このあたりも今後周知徹底していかなければいけない。

- ・性犯罪への対策として、ワンストップ支援センターの設置促進について、具体的に御支援をお願い申し上げたい。行政が関与する性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置数について、現在25カ所のところ、最低限都道府県に各1カ所は設置しないといけないということを具体的な数字で計画の目標に掲げている。ワンストップセンターは、性犯罪等の被害者に対して、医療の分野、病院・警察・法的な弁護士などの支援、民間の支援、その他の連携を図るために、可能な限り1カ所で迅速に対応するために必要な機関であり、被害者の状況や要望に応じて支援をしていくために、関係部局や民間支援団体等が連携して取り組むことが求められている。
- ・影響調査の機能について、女性に対する暴力に関する専門調査会はでも暴力に関することは担うが、それ以外のところについて、これまでの専門調査会を復活していただくか、あるいは新しい重点方針調査会がカバーできるようにしていただきたいと思う。

(林議員)

- ・民間企業による事業主行動計画の策定を確実に進めていくことが重要。労働者数の301人以上の民間事業者に行動計画策定が義務付けられているが、事業者数の99%は中小企業なので、できるだけ早期に、次世代育成支援対策推進法と同様に、義務対象を101人以上の事業者まで広げる必要がある。少なくとも3年以内にそれが実現するように早期のご検討をお願いする。例えば300人以上の事業所は全国で1万2,247カ所だが、100人以上は6万1,312カ所になる。特に小さい少人数の事業所ではどのように行動計画を書いていいかというスキルもない。横浜市はこれから中小企業を対象とした策定支援を進めていく。研修であったり、社会保険労務士を派遣するなどして、丁寧に説明するというをお願いしたい。
- ・地方自治体が利用しやすい情報提供の支援をお願いしたい。例えば、他の都市との比較ができるような状態がなかなかない。厚生労働省の女性の活躍推進企業データベースでは、政令市、市町村単位での検索や一括でのリスト化しての活用はできないが、都道府県単位のものでは具体性がないため、比較できない。一つ一つの企業情報を個別に閲覧することは可能だが、都市間で比較してお互いに成功事例を共有していくということが大事。また、厚生労働省の賃金構造基本統計調査や総務省の労働力調査は、市町村データを活用できれば女性管理職の割合の把握や全国の比較が可能になるが、賃金構造基本統計調査は国レベルでしか、労働力調査は都道府県のレベルまでしか公表されていない。
- ・保育園の問題もそうだが、地方自治体間で情報が共有されていない。受け皿が絶対的に足りないのはもちろんだが、成功事例を各自治体が閲覧できる状況を作ることが大事。横浜市は、受け皿は完璧ではないが、一人一人に向き合うような保育コンシェル

ジュ制度をとるなど、何とかコミュニケーションをとることによって解決しようと努力している。

(宗片議員)

- ・東北6県の管理職全体に占める女性の割合は、すべての県において、全国平均を下回っている。被災地はまだまだ生活再建に時間がかかっている方々がいる。女性たちの雇用状況も決していい地域ばかりではない。しかも企業の多くは従業員数300人以下の中小企業が多く、非正規雇用はもちろん、ダブルワーク、ひとり親などの女性が多い。管理職への道のりが遠いということは当然だと思う。企業や従業員数の規模によって、女性たちの間に格差がより一層広がるのではないかといった懸念もある。
- ・規模に関係なく大変熱心に取り組んでいる企業も出てきており、人材育成が必要だと思っている。仙台の場合には、男女共同参画センターが女性リーダートレーニングプログラムを実施した。1年間にわたるこのプログラムの特徴は、将来、責任のある立場で活躍を期待される女性社員が、企業から推薦を受けて、参加費なども企業が負担をして、受講するというシステムになっていることである。独自に人材育成プログラムを持っている企業もあるかと思うが、男女共同参画センターなどと連携しながら、人材育成をしていくということも一つの方法ではないかと思う。財政的な支援が必要になるが、是非、積極的に取り組んでいただきたい。

(大塚議員)

- ・地域での推進体制をどうするのかというのがこれから非常に大事になるのではないかと思う。地域格差の拡大というのが懸念される。推進する人を明確にして、推進することを強く打ち出していかなないとなかなか難しいのではないかと思う。
- ・喫緊の課題としては、やはり待機児童の解消の問題があるのではないかと思う。この点については、国会等でも相当議論もされており、進んでいくと思うが、最優先事項の一つとして進めていただきたい。J R東日本で駅型保育園等を拡大している。現在82カ所、定員が4,700人だが、どこもあつという間にいっぱいになるという状況。これを何とか100カ所を早期に達成しようということで進めている。いろいろな企業等々が、自分たちができる範囲でいろいろ力を発揮していくということも非常に大事なことはないかと思っている。

(家本議員)

- ・通称使用に関して、昨年末の最高裁の判決における多数意見の中では必ずしも大きな支障があるわけではないというように読み取れるような部分もあったが、男女共同参画の観点からしっかりした調査検討が必要なのではないかと思っている。

(馳文部科学大臣)

- ・文部科学省自らも、女性職員の積極的な採用・登用拡大に努め、また、男女ともに仕事と家庭の両立が図られる職場環境の実現に向けて取り組んでいる。
- ・来年度においても、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実や、科学技術・学術分野における人材育成など、女性の能力を最大限発揮できるよう施策を展開していく。

(河野国家公安委員長)

- ・警察では、全国の警察本部に性犯罪捜査指導官等を設置するなどの体制整備を行っているほか、性犯罪被害者からの聴取、病院への付き添い等については、できるだけ女性警察官が対応するなど、被害者の心情に配慮した捜査を推進している。
- ・性犯罪被害者に対しては、緊急避妊等に要する経費を公費で負担しているところ。平成28年度からは、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度についても全国展開を図る。
- ・また、配偶者からの暴力事案、ストーカー事案等への対策として、被害者の安全の確保を最優先に、組織による迅速かつ的確な対応を推進しているところ。対策に当たっては、関係機関、学校、職場等が連携し、社会全体で取組を行うことが必要であり、引き続き、各省庁と協力してまいりたい。

(島尻大臣)

- ・1月22日に閣議決定した「第5期科学技術基本計画」では、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進することを掲げた。あわせて、自然科学系全体での新規採用に占める女性研究者の割合を30%にすること（平成24年度現在25.4%）を目標として掲げた。女性研究者の割合の国際比較を見てみると、残念ながら、我が国は主要先進国の中で、最も低い。これを何とかして改善していく所存。
- ・数値目標を設定した「ねらい」は、一言で言えば、「多様性」。男性だけではなく、女性など多様な人材が理工系の分野に参入することで、イノベーションが活発になり、社会や経済が発展していくことを期待している。
- ・1月30日に、女子中高生をはじめ次代の科学技術イノベーションを担う方々を対象とした「理工系女子の未来を考えよう in 沖縄」を開催した。IBM、ゼネラルモーターズ（GM）のようなグローバル企業のCEOが理工系出身の女性であることを例示しながら、「多様性」がイノベーションの「鍵」であることを会場の女子中高生等に私から直接お話した。
- ・いろいろな例えば女子高生を初め、次代の科学技術・イノベーションを担う方々を対象としたいろいろなイベント等を実施している。研究と出産、育児などの両立を支援する既存の取組の着実な実施なども含めて、各省庁の連携施策を科学技術の司令塔と

して、しっかりサポートしていきたいと思う。

(とかしき厚生労働副大臣) **資料 4**

- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の来月施行に向け、民間事業主部分の担当省として、準備に全力をあげている。企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースや女性活躍推進法認定マークも準備した。
- ・女性活躍のためには、男女ともに継続就業できる環境を整備することも重要である。このため、この通常国会に育児・介護休業法や男女雇用機会均等法の改正法案を提出している。介護休業の分割取得、有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和、いわゆるマタハラ防止義務などを内容としており、法案の早期成立を期待している。
また、厚生労働省本省に「長時間労働削減推進本部」、都道府県労働局に「働き方改革推進本部」を設け、労働時間を含めた企業の働き方の見直しを推進しているところである。
- ・さらに、都道府県労働局の組織を見直し、来月から「雇用環境・均等部(室)」の設置を予定している。ここで、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進するとともに、ハラスメントに関する労働相談について一体的に対応する。

(平口環境副大臣)

- ・環境分野で女性を含む多くの主体が活躍する機会を創出するため、「環境カウンセラー登録制度」や「自然公園指導員制度」、「パークボランティア制度」で女性の割合を増やしていきたい。
- ・「グッドライフアワード」の中で、女性が活躍する環境活動を表彰することを通じて、女性の活躍の機会を普及・拡大していきたい。
- ・女性活躍に向けた環境の整備の観点から、環境省が所管する国民公園や国立公園においてあらゆる人が快適に過ごせるよう、ユニバーサルデザインによる施設整備や、アクセスに関する情報提供等に取り組んでいきたい。

(加藤男女共同参画担当大臣)

- ・待機児童を含めて保育の問題については、一億総活躍国民会議で議論し、この春にまとめる「ニッポン一億総活躍プラン」にしっかりと反映していきたい。

○上記の議論の後、重点方針専門調査会を設置し、「重点方針2016」について調査検討を進めること、これまで設置されていた専門調査会のうち「女性に対する暴力に関する専門調査会」で引き続き暴力防止や被害者支援などについて調査検討しその他の専門調査会は廃止することが、了承された。

○続いて、加藤大臣から、3月7日に国連の女子差別撤廃委員会から出された最終見解について、追ってこの会議で説明する旨を報告した。

○菅議長（内閣官房長官）から以下の発言があった。

- ・昨年末に閣議決定した「第4次男女共同参画基本計画」に掲げた成果目標を確実に達成するための初めの年。そのために必要な、あらゆる努力を、絶え間なく行っていかなければならない。

- ・「女性活躍加速のための重点方針2016」を、5月下旬をめどに取りまとめる。検討方針について、本日、加藤大臣から

- 公共調達を活用したワークライフバランス推進の本格的な展開などによる多様な働き方の推進や、男性の暮らし方・意識の改革

- 「30%目標」の達成に向けた、国家公務員「女性職員登用加速化重点項目」の更なる推進など、公務部門の取組加速や将来指導的地位に就く女性の人材育成策の抜本的充実

などについて提案があり、あわせて保育支援体制の充実の必要性を含めて御議論をいただいた。また、保育の問題について、しっかりと責任を持って対応したい。

- ・各省庁におかれては、本日の有識者議員からの意見や今後の重点方針専門調査会の議論も踏まえ、1億総活躍の取組や伊勢志摩サミットの関係閣僚会合の成果にも留意しつつ、「重点方針2016」に盛り込むべき施策の具体化をぜひ進めていただきたい。

以上